

指名停止措置の概要

1. 業者名及び住所

	業者名	住所	備考
①	日本交通技術株式会社	東京都台東区上野7-11-1	
②	大日コンサルタント株式会社	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	
③	株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3	

2. 措置期間

- ①令和8年3月16日～令和8年9月15日（6か月）
②及び③令和8年3月16日～令和8年6月15日（3か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 測量

4. 事実概要

上記3社は、特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項、別表第2第6項に該当。

なお、大日コンサルタント株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントは課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等措置要綱第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

〈指名停止等措置要綱〉

措置要件	期間
別表第2 (独占禁止法違反行為) 6 有資格者が、その業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき (前2項に掲げる場合を除く。) (指名停止の期間の特例) 第4条 3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、 (中略)、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	当該認定をした日から6月以上12月以内

問合せ先

土浦市総務部管財課契約検査係
土浦市大和町9番1号

電話 029-826-1111 (内線) 2226、2227